
監 査 委 員

7 年監査公表第 4 号

令和 6 年度に執行した監査の結果（令和 6 年 10 月 31 日から令和 6 年 11 月 29 日までの監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、京都府知事及び京都府教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和 7 年 6 月 6 日

京都府監査委員	能 勢	昌 博
同	藤 山	裕紀子
同	森	敏 行
同	橋 本	幸 三

定 期 監 査**監査の結果****【部局別】****(1) 総務部****府有資産活用課****(指摘)**

同一の整備計画に基づく工事が複数の随意契約により短期間に発注されているもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項の内容について周知・徹底した。

今後は、計画的な執行に留意するとともに、随意契約の根拠・理由を書面でも確認することができるよう、事業者等関係者との適時な協議記録の作成や事業者からの完成写真等資料の提出と、それらの書面の適切な保管を徹底することとした。

(2) 文化生活部**スポーツ振興課****(指摘)**

行政財産使用料の算定を誤り過大徴収していたもの

(措置の内容)

監査終了後、行政財産使用料の算定事務に携わる課内全職員に指摘事項の説明を実施、適正な算定方法に係る周知徹底を図り、今後は、複数チェック体制の徹底を図ることとした。

その他、同様の事例 5 件についても一括して還付手続を進め、令和 7 年 1 月中に先方宛て通知、令和 7 年 3 月に還付処理を完了した。

(3) 教育委員会**府立南丹高等学校****(指摘)**

タクシーチケットに係る使用料の支払漏れ及び管理等が適正でないもの

(措置の内容)

監査翌日、請求書をWEB上からダウンロードすることができなかったため、相手方へ連絡し書面での郵送を求め、令和6年9月に相手方へ支払を行った。

併せて、過去の使用状況を改めて確認し、本件以外に支払漏れが無いことを確認した。管理簿については、タクシーチケットを使用した際は使用者氏名、使用日、用務先、金額等を直ちに記載させるとともに、使用後の支払管理を欠かさず行うことで、形骸化すること無く、適正な会計事務を行うこととした。